

# せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは生活保護制度のしくみや申請の  
てつづき せいめい ぐわ  
手続について説明したものです。詳しいことをお  
し かつ けんこうふくしか といあわ  
知りになりたい方は、健康福祉課までお問合せく  
ださい。

みつ け し しゃ かい ふ く し じ む し ょ  
見附市社会福祉事務所

みつ け し けん こう ふ く し か  
(見附市健康福祉課)

## 1. 生活保護は国民の権利です。

だれもが病気やけがで働けなくなったり、家族との離別で収入が少なくなったり、突然の失業などにより生活が苦しくなってしまうことがあります。

あなたの世帯の生活が苦しくなった時、憲法第25条に基づき、最低限度の生活を保障し、世帯の暮らしを維持できるように支援するのが生活保護制度です。



## 2. 生活保護の目的

生活保護とは、資産や能力等をすべて活用してもなお生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的としています。

**生活保護法第1条** この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

**生活保護法第4条** 保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

### 3. 生活保護を利用するための要件があります。

(1) 資産の活用・預貯金、生命保険、不動産、自動車、貴金属等、活用できるものは解約したり売却して活用してください。(自動車などは、一定の条件を満たせば保有を認める場合もあります。)

(2) 能力の活用・働くことができる場合は、働いて収入を得てください。(病気や障害などで働けない場合は、その問題解決を優先します。)

(3) 制度の活用・年金・手当等、他の法律や制度で給付を受けられる場合はすべて受けてください。

※生活保護は世帯単位が原則ですので、家族の誰か一人だけを保護することはできません。世帯のみなさんが(1)から(3)のできる限りの努力をしてもなお、最低生活を営むことができない場合に、生活保護が適用されることとなります。



### 4. 親族の扶養について

法律上、扶養義務者の支援は生活保護より優先します。親、子、兄弟、姉妹などから援助が受けられる場合は援助を受けてください。



## 5. 生活保護のしくみ

世帯収入が国の定める最低生活費より少ない場合、その差額(不足分)を保護費として支給するしくみになっています。

最低生活費は世帯員の年齢や人数によって決定されます。

(生活保護が受けられる場合)

世帯収入が最低生活費より少ない場合は、差額が支給されます。



※収入には給与、年金、失業手当、児童手当等が全て含まれます。

給与収入からは一定の金額を控除します。

(生活保護が受けられない場合)

世帯収入が最低生活費より多い場合、保護は受けられません。



最低生活費を超える収入があるけれども生活が苦しい場合は、生活の仕方や家計管理の見直しが必要です。

「くらしの自立支援センターみつけ」をご紹介します。

専門の職員の力を借りていっしょに考えていきましょう。

## 6. <sup>せいかつ ほご つぎ</sup>生活保護は次の3つの<sup>じりつ しえん</sup>自立を支援します。

- (1) <sup>にちじょうせいかつ</sup>日常生活の<sup>じりつ</sup>自立・<sup>じぶん けんこう</sup>自分で健康と<sup>せいかつかんり</sup>生活管理を<sup>おこな</sup>行うことができる。
- (2) <sup>しゃかいせいかつ</sup>社会生活の<sup>じりつ</sup>自立・<sup>しゃかいてき</sup>社会的なつながりができ、<sup>ちいきしゃかい</sup>地域社会の一員とし  
<sup>せいかつ</sup>て生活できる。
- (3) <sup>けいざいてきじりつ</sup>経済的自立・・・<sup>しゅうしょく</sup>就職などにより、<sup>じぶん</sup>自分の<sup>しゅうにゅう</sup>収入で<sup>せいかつ</sup>生活できる。

<sup>ひとり</sup>一人<sup>じりつもくひょう</sup>ひとりの自立<sup>せってい</sup>目標を設定します。

<sup>ちょうさじ</sup>調査時にあなたの<sup>せたい</sup>世帯の<sup>あゆ</sup>歩みや<sup>げんざい</sup>現在の<sup>せいかつ</sup>生活と、これからどうしていき  
<sup>き</sup>いかをお聞きします。<sup>もくひょう</sup>目標はそこから<sup>みちび</sup>導き出された<sup>だ</sup>ものです。

<sup>たんとう</sup>担当が<sup>ていきてき</sup>定期的に<sup>かていほうもん</sup>家庭訪問を<sup>おこな</sup>行い、<sup>せいかつ</sup>生活の<sup>かくにん</sup>確認と<sup>もくひょう</sup>目標に<sup>む</sup>向けたみなさん  
のがんばりを<sup>しえん</sup>支援していきます。



## 7. 生活保護利用までの流れ

生活保護の決定にはさまざまな調査を行うため、申請から決定までに原則2週間かかります。

### ① 相談

お困りの内容を遠慮せずに相談してください。  
健康上の理由で相談に来所することが難しい場合はご相談ください。

### ② 申請

生活保護の申請の意思がある方は申請書を提出します。申請には収入資産のわかるもの(※)が必要です。

### ③ 調査

担当者が生活状況や資産状況等を調査し、生活保護が利用できるかどうかを審査します。

### ④ 利用開始

保護費の支給が始まり、自立に向けた支援が開始されます。



※申請時に持参してほしいものリスト

1. 収入の確認ができるもの（前3か月分の給与明細、年金振込通知書等）
2. 世帯全員の預貯金通帳（直近までの記帳がしてあること）
3. アパートの場合は契約書（家賃等を確認します。）
4. 定期的に受診している場合は医療費の領収書（直近3か月分）
5. 介護サービスの利用がある場合はケアプラン
6. 任意で保険に加入している場合は、生命保険等の証書
7. 健康保険証、介護保険証、年金手帳、障害者手帳、

マイナンバーカード

8. 運転免許証、自動車所有の場合は車検証、自賠責保険証、任意保険証
9. 負債がある場合は、内容が確認できるもの
10. 印鑑



## 8. 生活保護が開始された場合

生活保護法により毎月保護費を支給します。以下に生活保護の概要を簡単にまとめてあります。保護の適正な実施のために保護のきまりは守ってください。あなたの世帯が自立に向かうように、担当もあなたの世帯により添い支援していきます。

### ① 毎月の保護費の支給

原則毎月5日に1か月分の保護費を支給します。

保護費の支給目的のために、やりくりをして使ってください。

使い過ぎたからといって、再支給や前借をすることはできません。

### 保護の種類（支給目的）

(1) 生活扶助	食費、光熱水費、衣類など日常生活に必要な費用
(2) 住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用
(3) 教育扶助	義務教育のための学用品費、給食費などの費用
(4) 医療扶助	病気やけがの治療に必要な費用
(5) 介護扶助	介護サービスを利用する場合の費用
(6) 出産扶助	出産のための費用
(7) 生業扶助	高校修学などの費用、就職に必要な技能習得のための費用
(8) 葬祭扶助	世帯員がなくなった時の葬儀費用



## ② 臨時の保護費の支給（一時扶助）

- 通院に必要な最小限の交通費
- 常時失禁がある場合のおむつ代
- アパート等の契約更新料、住宅の修繕費用
- 小中学校入学時にかかる費用 などがあります。



一定の条件がありますので、事前に担当に相談し説明を受けてください。

## ③ 家庭訪問

担当が定期的に訪問し、相談に応じます。また、保護を適正に実施するために、生活状況をお聞きします。



## ④ 守っていただくこと（義務）

### （1）生活向上の義務

働ける人は能力に応じて働き、計画的な暮らしをする、求職中の人は就労支援員等の支援を受けながら就労先を探して就職する、療養が必要な人はしっかり療養して健康を取り戻すなど、担当職員と相談して決めた自立目標に向けて努力してください。

### （2）届出の義務

あなたの届出をもとに保護の程度を決めますので、収入や生活の変化などはすぐに届出てください。

### （3）指導・指示に従う義務

あなたの生活状況に応じて適切な支援をするために必要な指導・指示をすることがあります。

## ⑤権利として保障されること

- (1) 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- (2) 正当な理由なく、保護を変更することはありません。
- (3) 保護により支給された金品に税金はかかりません。また、差押もされません。
- (4) 決定された内容に不服があれば申し出てください。(県知事への不服申し立てもできます。)

## ⑥減額・免除が受けられるもの

- (1) 市民税・固定資産税 等
  - (2) NHK受信料
- 申請が必要です。
- (3) 国民年金保険料 申請により廃止から1年間免除されます。
  - (4) 見附市の住民票、戸籍、税証明発行手数料  
→被保護者証を提示することで手数料が免除されます。
  - (5) 自立支援医療の上限負担額変更など  
※生活保護に認定された場合に、障害担当からご案内します。

## ⑦保護費を返していただく場合について

- (1) 生活保護費の返還  
急迫した事情などのため、資産があるにもかかわらず生活保護を利用した場合には、利用した範囲内の額を返還していただきます。
- (2) 不正受給と罰則  
事実と違う申請や不正な手段により生活保護を利用した時は、保護費を返還していただきます。また法律により罰せられることがあります。

## 9. 相談先一覧

あなたが相談しやすいところに、相談してください。どこに相談しても支援がつながるようにネットワークを組んで対応しています。また、お聞きしたことは、すべて生活保護の実施についてのみ使用され、それ以外には使われませんのでご安心ください。

めんせつでんわ  
たいおうじかん  
面接電話  
対応時間

げつようび きんようび しゅくじつ ねんまつねんしのぞ  
月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）  
ごぜん 8じ30ぶん ごご 5じ15ぶん  
午前8時30分～午後5時15分

みつけし 見附市 けんこうふくしか 健康福祉課 せいかつしえんかかり 生活支援係	みつけし ほけんふくし 見附市保健福祉 センター内 みつけしがっこうちょう 見附市学校 町 2-13-30	0258 61-1380	Kenkou @city.mitsuke. niigata.jp
みつけし 見附市 しみんせいかつか 市民生活課 しみんそうだんかかり 市民相談係	みつけしやくしょ かい 見附市役所 1階 みつけししょうわまち 見附市昭和町 2-1-1	0258 62-1700	shiminseikatsu @city.mitsuke. niigata.jp
くらしの じりつしえん 自立支援センター みつけ	みつけし ほけんふくし 見附市保健福祉 センター内 みつけしがっこうちょう 見附市学校 町 2-13-30	0258 62-7010	seikatsu-mitsuke @shakyou.net

ご相談をお待ちしています。  
生活保護になる可能性は誰にでもあります。ゆっくり休んだり、誰かの支えを受けることが必要な時があります。  
ぜひ、お話しにおいでください。